

必更ニ今月前十一時四十分頃従業員代表トシテ重原  
豊一外十三名ハ中島専務ヲ訪ネタルニ前記今様專  
務ヨリ説明ヲ受ケタル後別記ハ如キ嘆願書ヲ呈  
出セルニ専務ヨリ考慮スル旨答ヘタルニヨリ后ニ  
時引揚ケ本部ニ於テ協議スル  
(3) 今日后四時三十分頃重原一外ハ工場ニ中島專  
務ヲ再訪シ別記ハ如キ嘆願書ヲ提出シテ回答ヲ  
求メタルニ専務ヨリ重役等ニ諮リタル後十七日前  
九時回答スル旨ヲ述ヘタルニヨリ無事辞去シタリ  
(4) 前約ニヨリ十六日前九時三十分頃従業員代表泉鏡  
造外十四名ハ工場ニ中島専務ヲ訪問會見シ要請書  
ニ對スル回答ヲ求メタルニ専務ヨリ會社側ニ於テ

ハ可成従業員ノ要請ニ應スヘク極力金策ニ努メ居  
レルカ十八日后六時迄ニ對策協議回答スヘキ又或  
ハ金策意ノ如ク違ハサルトキハ十九日前十時迄ニ  
回答スヘキニヨリ猶豫セラレ度シト述ヘ尚要請事  
項ハ會社ノ現状ヨリシテ過大ト思推セラレ、ニヨ  
リ従業員側ニ於テ又再考方希望セルニ代表者等ハ  
一應全負ニ協議スヘシト答ヘ更ニ前十一時三十分  
泉外三名ハ中島専務ヲ再訪シ上前記専務ノ主旨ヲ  
了解セル旨述ヘタルニヨリ無事引揚ケタリ

四 警察取締

状況前叙ノ通ニ付所轄池袋署長ハ勞資代表ヲ招致シ  
取締、上警告ヲ與ヘ事端發生ヲ未然ニ防止スル處  
(3) ア